2023 年度 裁判所事務官（一般職）本試験（専門試験）　講評

No.	科目	出題内容	正解	正答率※
1	憲　法	思想・良心の自由	4	A
2		表現の自由	2	A
3		学問の自由	5	A
4		財産権	1	A
5		生存権	2	C
6		衆議院の優越	4	A
7		裁判所	2	A
8	民　法	民法 94 条２項の「第三者」	1	A
9		無権代理・表見代理	2	A
10		取得時効	3	A
11		物権的請求権	4	B
12		抵当権	3	A
13		譲渡担保	3	B
14		債権譲渡・債務引受	4	C
15		同時履行の抗弁権	5	A
16		弁済	2	A
17		詐害行為取消権	4	A
18		売買	1	A
19		委任	5	A
20		不法行為	4	A
21	刑　法	刑法総合	1	A
22		故意	3	A
23		過失	1	A
24		中止犯	5	A
25		共同正犯	5	A
26		詐欺罪	3	B
27		罪名の選択（共同正犯の成立範囲）	4	C
28		窃盗罪	1	B
29		傷害罪等	2	A
30		罪名の選択（殺人の目撃者による財物奪取）	3	A
31	経済理論	産業連関分析	3	A
32		貨幣供給	2	A
33		乗数理論	5	A
34		ＩＳ－ＬＭ分析	2	A
35		ＩＡＤ－ＩＡＳ分析	2	C
36		エンゲル曲線	4	A
37		利潤最大化生産量	4	A
38		エッジワース・ボックス・ダイアグラム	5	C
39		独占市場	1	A
40		貿易政策	5	A

講評

【憲　法】　全７問中、各分野の出題数は人権５問、統治２問と人権に重きを置いた構成であった。No.１の思想・良心の自由では、三井美唄労組事件、国歌斉唱拒否事件、麹町中学校内申書事件といった有名判例が問われており、正解率は高い。No.２では、知る権利の法的性格、検閲の絶対的禁止、レペタ事件という基礎的知識が問われており、これも解答しやすい。No.３では、旭川学テ事件、大学の自治の内容、教科書検定の合憲性、東大ポポロ事件という基礎的知識が問われており、これも比較的容易である。No.４の財産権では、記述イの正誤の判断に戸惑うところがあるが、森林法事件を読み込んでいる受験生なら判断できる。No.５では、生存権の法的性質につき各学説と朝日訴訟、堀木訴訟といった有名判例の理解が問われている。生存権では定番といえる内容であり、解答しやすい。統治は内閣を除いた構成であった。No.６の衆議院の優越では、衆議院の先議権は予算だけであること、法律案について両院協議会は任意的であること等の基礎的知識で正解できる。No.７では、違憲審査制の法的性格と条文知識を聞いている。これも正解率は高い。
全体として素直な出題である。過去問を繰り返してきた受験生は十分な手応えを感じたものと思われる。

【民　法】　各分野の出題数は、総則３問、物権３問、債権総論３問、債権各論４問であり、昨年と比べて、物権・債権各論の問題が１問ずつ増え、総則・債権総論の問題が１問ずつ減った。特徴的なのは、2017 年改正民法の施行後は出題されていなかった担保物権が２問（No.12・13）出題されたことである。債権法に偏った出題だった 2020・2021 年度に対し、昨年度は各分野からバランスよく出題されたが、今年度もバランスよく出題されたといえる。また、出題形式は、昨年度と同様、10 問が組合せ問題、３問が単純正誤問題であった。ただし、各年度の出題形式は一定ではないので、どちらにも慣れておく必要がある。次に、各問題を概観すると、No.８～10、No.12、No.15～20 は、どれも基本的な条文・判例の知識を問う問題なので、確実に正答したい。これらの問題に対して、No.11、No.13、No.14 は、過去問で未出の条文・判例の知識を問う肢が含まれていたため、正解率がかなり低い。No.11 では、地役権に基づく承役地の明渡請求は認められないが（通説）、抵当権に基づく（抵当権者自身への）抵当不動産の明渡請求は認められる場合があること（最判平 17.3.10）、No.13 では、借地上の建物に設定された譲渡担保権の効力は借地権にも及ぶこと（最判昭 51.9.21）、譲渡担保では清算方式を問わず債務者の履行遅滞により債権者は目的物の処分権を取得すること（最判平 6.2.22）、No.14 では、債権譲渡の通知・承諾（467 条）がない限り債務者は債権譲渡のあったことを知っていても譲受人からの請求を拒めること、機能的に保証に類似する併存的債務引受は債務者の意思に反しても債権者と引受人の契約でできること（470 条２項）などの知識が正答のポイントとなる。なお、No.14 の債務引受は、以前はほとんど出題されなかったが、2017 年改正により明文化された後は、他の試験種も含めて、いくつか出題されている。今後も要注意である。全体的には平易な問題であり、対策としては過去問演習を繰り返すことで十分である。最後に、近時、毎年のように民法は改正されているので、今後も改正事項は要注意である。

【刑　法】　形式面では、全 10 問中、総論から５問、各論から５問出題されている。組合せ問題が８問、罪名選択問題が２問であり、直接正誤問題は出題されていない。罪名選択問題は４年連続の出題である。内容面では、2018 年度以降、学説問題は出題されておらず、もはや化石化したといえる。No.21 では、主として間接正犯の実行行為性が問われている。有名判例が多いため（記述ア、イ、エ）、消去法で正解できる。No.22 では、具体的危険犯である建造物等以外放火罪について公共の危険発生の認識を不要とした判例（記述ア）、盗品等有償譲受け罪の故意の要素に関する判例（記述イ）など細かい知識を聞いているが、記述ウの判例は有名なので、消去法で正解できる。No.23 は、重過失（記述イ）の理解が決め手となる。No.24 では、中止犯が成立する場合の刑の必要的減免を知っていれば容易に正解できる。No.27 は、事後強盗を共謀していない窃盗犯人に対する罪名を選択させる内容である。事後強盗を共謀していない以上、事後強盗（強盗致死）の罪責を負わせることはできない点に気付けたかどうかが決め手となる。No.29 では、傷害罪の実行行為は無形的方法でもよい点、暴行を手段とする傷害罪は暴行罪の結果的加重犯であるから暴行の故意で足りる点、同時傷害の特例は傷害致死罪にも適用されるとした判例の知識があれば、正解できる。No.30 の罪名選択問題では、「死者の占有」は否定されるが、殺害犯人との関係でのみ窃盗罪を構成するという基本的知識があれば、比較的容易に正解できる。受験生の解答が大きく分かれた問題（No.27、No.28）もあるが、基礎的知識と有名判例の知識があれば、正解できる問題が多い。したがって、条文知識と判例の理解を確実にすべきである。

【経済理論】　マクロ経済学： No.31 は産業連関表に関する計算問題である。典型的なパターンではなく、あまりない出題形式であり、産業連関表の見方が正しく理解できていないと解答できない問題であった。No.32 は貨幣供給に関する計算問題である。貨幣乗数の公式を知っていれば容易に計算でき、ほとんどの受験生が解答できたと考えられる。No.33 は乗数理論に関する計算問題である。問題集に類題が掲載されている典型的な出題パターンの１つであり、ほとんどの受験生が解答できたと考えられる。No.34 は、ＩＳ－ＬＭ分析に関する計算問題である。単に均衡国民所得を求める問題で難易度はかなり低く、ほとんどの受験生が解答できたと考えられる。No.35 はＩＡＤ－ＩＡＳ分析に関する計算問題である。難易度が比較的高く、近年出題されていない論点ではあるが、問題集に掲載されている他の試験種の類題と同じ解法で解くことができる。
ミクロ経済学： No.36 はエンゲル曲線に関する問題である。近年あまり出題されていない論点ではあるが、難易度は低く、問題集に類題が掲載されているため、ほとんどの受験生が解答できたと考えられる。No.37 は利潤最大化生産量を求める計算問題である。解法はほとんどの受験生が理解していると考えられるが、本問は、利潤最大化条件から導き出される２次方程式が正の値となる２つの解を持つため、そこから利潤を計算し２つの解から正答を選ぶ必要がある。No.38 はエッジワースのボックス・ダイヤグラムの問題である。問題文の条件、与えられた図をよく検討すれば、十分に解答できるレベルの問題ではあるが、多くの受験生が苦戦したようである。No.39 は独占市場に関する計算問題である。基本的な論点でありほとんどの受験生が解答できたと考えられる。No.40 は貿易政策に関する計算問題である。関税政策における死加重が理解できていれば、容易に解答できる基本レベルの問題である。

※　正答率（Ａ：60%以上，Ｂ：40%以上 60%未満，Ｃ：40%未満）は，ＬＥＣ公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ（5/24 12：30 時点）に基づいて算出しています。本成績診断のご利用方法等の詳細は，ＬＥＣ公務員 Web サイトの専用ページ（https://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/）にてご案内しています。

0001112227231
KL22723